

法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会 第1回会議配布資料	4
--	---

参照条文

参 照 条 文

○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 8 6 号）

（定義）

第 1 条 この法律において「自動車」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。

2 この法律において「無免許運転」とは、法令の規定による運転の免許を受けている者又は道路交通法第 107 条の 2 の規定により国際運転免許証若しくは外国運転免許証で運転することができるとされている者でなければ運転することができないこととされている自動車を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで（同法第 88 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合又は本邦に上陸（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 60 条第 1 項の規定による出国の確認、同法第 26 条第 1 項の規定による再入国の許可（同法第 26 条の 2 第 1 項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 23 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第 26 条第 1 項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第 61 条の 2 の 15 第 1 項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から 3 月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。）をした日から起算して滞在期間が 1 年を超えている場合を含む。）、道路（道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。）において、運転することをいう。

（危険運転致死傷）

第 2 条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は 15 年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は 1 年以上の有期懲役に処する。

- 一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- 二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- 三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- 四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の
人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運
転する行為
- 五 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速
度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとな
る方法で自動車を運転する行為
- 六 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規
定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第
48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）において、自動車の通行を妨害する
目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方
法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに
停止することができるような速度で進行することをいう。）をさせる行為
- 七 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じ
させる速度で自動車を運転する行為
- 八 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自
動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、これを通行することが人又
は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、か
つ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第3条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそ
れがある状態で、自動車を運転し、よつて、そのアルコール又は薬物の影響により正常
な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は12年以下の懲役に処し、人を死亡さ
せた者は15年以下の懲役に処する。

- 2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響によ
り、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よ
つて、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前

項と同様とする。

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)

第4条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、12年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)

第5条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)

第6条 第2条(第3号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、6月以上の有期懲役に処する。

2 第3条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は6月以上の有期懲役に処する。

3 第4条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、15年以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、10年以下の懲役に処する。

○ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）（抜粋）

（最高速度）

第 22 条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 （略）

（酒気帯び運転等の禁止）

第 65 条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2～4 （略）

（共同危険行為等の禁止）

第 68 条 2 人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において 2 台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはならない。

（安全運転の義務）

第 70 条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

（罰則）

第 117 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一 第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

二～四 （略）

2 （略）

第 117 条の 2 の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して車両等（自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四～九 （略）

2 （略）

第117条の3 第68条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

一 第22条（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者

二～六 （略）

2 （略）

3 過失により第1項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

一～十三 （略）

十四 第70条（安全運転の義務）の規定に違反した者

十五～二十

2 （略）

3 過失により第1項第2号、第5号（第43条後段に係る部分を除く。）、第14号、第16号若しくは第19号又は前項第2号の罪を犯した者は、10万円以下の罰金に処する。

○ 道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）（抜粋）

（最高速度）

第１１条 法第２２条第１項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第２７条において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道（第２７条の２に規定する本線車道を除く。次条第３項及び第２７条において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては６０キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては３０キロメートル毎時とする。

（最高速度の特例）

第１２条 自動車（内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車を除く。）が他の車両を牽引して道路を通行する場合（牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。）の最高速度は、前条及び第２７条第１項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

一 車両総重量（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４０条第３号に掲げる車両総重量をいう。以下同じ。）が２０００キログラム以下の車両をその車両の車両総重量の３倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合 ４０キロメートル毎時

二 前号に掲げる場合以外の場合 ３０キロメートル毎時

２ 前項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車又は原動機付自転車が他の車両を牽引して道路を通行する場合の最高速度は、前条の規定にかかわらず、２５キロメートル毎時とする。

３ 法第３９条第１項の緊急自動車が高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、前条及び前二項の規定にかかわらず、８０キロメートル毎時とする。

（最高速度）

第２７条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次に掲げる自動車 １００キロメートル毎時

イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引

されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。)のうち専ら人を運搬する構造のもの

ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。)のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が8000キログラム未満、最大積載重量が5000キログラム未満及び乗車定員が10人以下のもの

ハ 準中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。)

ニ 普通自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。)

ホ 大型自動二輪車

ヘ 普通自動二輪車

二 大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの 90キロメートル毎時

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 80キロメートル毎時

2 法第39条第1項の緊急自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、第12条第1項及び前項の規定にかかわらず、100キロメートル毎時とする。

(アルコールの程度)

第44条の3 法第117条の2の2第1項第3号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0・3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0・15ミリグラムとする。